

NPOバンク法（仮）の概要

全国NPOバンク連絡会

以下のような内容の非営利バンク法人の設立を可能とするNPOバンク法を制定する。

設立 ; 最低資本金なし（または500万円程度）

ガバナンス ; 合同会社同様とする。

持分譲渡 ; 不可。この点により、「非営利バンク法人への出資は有価証券でない」として金融商品取引法の適用を除外する。

主たる業務 ; 貸付を行うことについて登録を行った上で、市民事業等の公益・共益活動を行う法人・個人、個人の困窮者、環境改善に資する活動などの社会的行為への融資を行う。

その他の業務 ; NPO法人に認められている事業、それらの事業への支援。

融資の利率 ; 経済状況に応じた変動。または年利●%以下で固定（但し経済状況等に応じて定期的に見直し、生活困窮者への貸付については特例）、あるいは、融資金額の一定割合（例えば、半分）以下の貸付が年利●%以下など。

出資の払戻し ; 可能。あるいは●%以下は可能など。

利益配当 ; 年●%以下（社会通念としての最低限度、公定歩合を参考など）

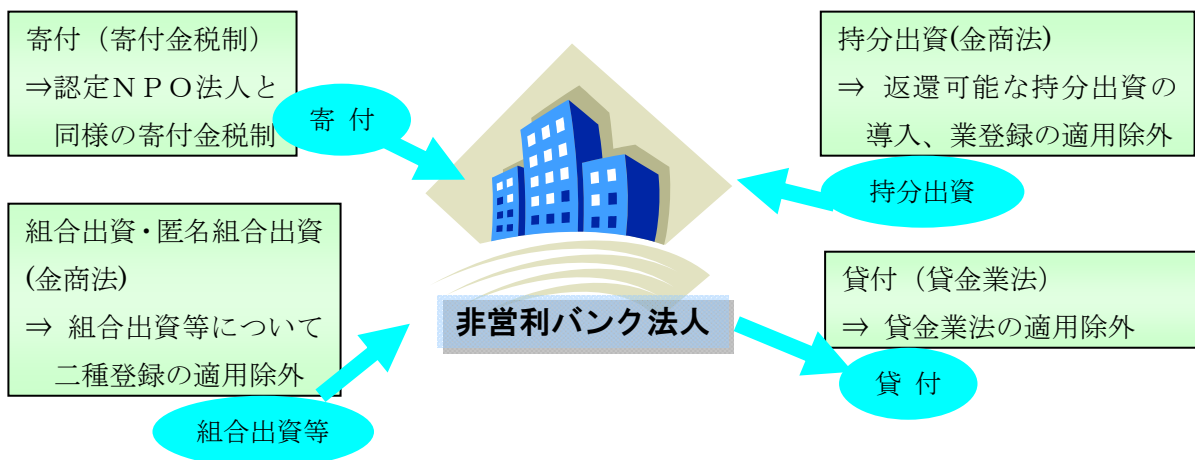
情報開示 ; 個人情報を除いて、NPO法人同様とする。

登記費用等 ; 出資金の増減、役員変更などを含め、NPO法人同様に手数料、印紙など不要。

課税 ; NPO法人同様の収益事業課税。

監督官庁 ; 金融庁、内閣府、都道府県などのいずれか。

非営利バンク法人のイメージ



2010年12月8日

出資型非営利法人制度の提案

女性・市民コミュニティバンク

理事長 向田映子

- 1 女性・市民コミュニティバンクの社会的企業、市民事業への融資の際の視点
【ヒト・モノ・カネ】 + 【知恵・時間・労力】
 - ・ 地域社会への貢献
 - ・ 知人・友人・近隣の支援の有無・状況
 - ・ メンバー、理事会の構成
 - ・ 環境への配慮
 - ・ 起業の意思
 - ・ ニーズ調査の有無
 - ・ 資本金（出資金）の額・構成
 - ・ 事業の採算性・継続性など

- 2 融資先の法人の割合（件数）

① ワーカーズ・コレクティブ（融資時は代表個人）	8%
② 法人格を持つワーカーズ・コレクティブ	
・ NPO法人格	25%
・ 企業組合	15%
③ NPO法人	48%
④ 有限会社、一般社団法人、株式会社	4%

- 3 ワーカーズ・コレクティブ
 - ① 出資し、経営し、労働を担う働くものの協同組合で、相互扶助の精神で地域社会に貢献する事業を行う。
 - ② 神奈川では「ワーカーズ・コレクティブの価値と原則」を作成

- 4 自己資本に関わるNPO法人とワーカーズ・コレクティブに関する問題
 - ① ワーカーズ・コレクティブには、現在根拠法が無い。
 - ② このため、法人格として、事業確保・対外契約の必要性、社会的信用・地域での認知、代表の個人責任の限定の必要性から、NPO法人を取得する例が多い。
 - ③ しかし、NPO法人には出資が認められていない。

- ④ このため、NPO法人格を取得する際、メンバーに返済するか、個々人からの借入金にする。貸借対照表上では資本でなく、借入金となる。

5 自己資本が無い団体についての融資審査

- ① 基本的には、融資の対象にはなりにくい。
- ② NPO法人の場合は、借入金の性質、校正を調査

6 出資型非営利法人制度の提案

- ① 自己資本は、事業を行う際の種
- ② 起業の際は、構成メンバーの覚悟の証であり、社会的信用。
- ③ 現NPO法人制度に欠けている出資を認める出資型非営利法人の制度化が必要。出資配当は基本的には無くても良い。

以上

神奈川県ワーカーズ・コレクティブ連合会

「ワーカーズ・コレクティブの価値と原則」 神奈川・改訂版Ⅱ

<定義>

ワーカーズ・コレクティブ（以下W.Co と略す）は地域に暮らす人たちが生活者の視点から地域に必要な「もの」や「サービス」を市民事業として事業化し、自分たちで出資し、経営し、労働を担う雇われない働き方の組織を言います。

<価値> W.Co 運動・事業を進めるための理念と課題を表したものです。

(基本理念)

1. ワーカーズ・コレクティブ(以下 W.Co と略す)は、自立、自由、民主主義、公正、平和の理念に基礎をおきます。
2. お互い様のたすけあいの気持と相手を尊重する正直な態度を大切にします。

(基本課題) 基本理念を持って向かうべき政策課題です。

1. 社会的有用労働の価値

社会的有用労働である家庭内や地域におけるアンペイドワークの価値と役割を高めます。

2. コミュニティへの貢献

事業による利益を得ることを目的とするのではなく、地域に住み暮らす人々の生活価値を満たすことを目的として「もの」や「サービス」を生産し、「コミュニティワーク」を広げます。地域でより直接的に交換でき使いやすいことを想定する自主管理価格は市場への牽制力ともなる「コミュニティ価格」です。

3. 市民自治の推進

市民による自助・共助・公助を広げ、暮らしやすい地域社会につくり・かえるために、市民自治を推進します。

4. 市民資本セクターの拡大

税金資本セクターと産業資本セクターに対し、「市民資本セクター」を広げ、市民社会の改革と転換に寄与します。

5. 法令・制度の整備

W.Co の働き方を社会化するために法令・制度の実現をめざします。

6. リカレント型社会への転換

雇用契約労働に対する「もう一つの働き方」を増やし、持続可能なリカレント型社会への転換を図ります。

7. ノーマライゼーション社会を拓く

「ジェンダーフリー」や「多文化共生」の社会的、政治的条件整備に貢献し、生活者・市民が主体となる「ノーマライゼーション」社会を拓きます。

<原則> W.Co がその価値を実践するための指針です

1. 目的

- 1) 働く人の協同組合として、人間的、社会的、経済的自立をめざす人々が、地域社会の多様なニーズに対応するために、コミュニティに開かれた労働の場を協同でつくり出し、その「生み出された価値」を共有して分け合います。
- 2) 納得できる分配方法による労働対価と公正な社会保障の実現を目指し、メンバーの生活文化の向上・改善を図ります。
- 3) 環境保全・社会福祉・民際交流・活力あるコミュニティのための実践を通して市民社会の発展と成熟に貢献します。

2. 加入と脱退

- 1) 自発的意思によって出資をして加入し、自由に脱退できます。
- 2) 自らの事業規模、計画、目標の達成見通しなどに基づき、加入を制限することがあります。

3. 運営

- 1) アマチュアで運営し問題・課題を解決します。
- 2) 一人一票のメンバー主権と直接民主主義の運営をめざします。
- 3) 運営情報を記述し公開して、一人ひとりがパートナーシップを発揮して事業経営に責任を負います。
- 4) メンバーは参加と委任の契約関係を代わり合って共有します。
- 5) リーダーは情報を開示し、「互いを育み批判を受け入れる態度」を持ち「説明し同意を得る責任を」を担います。

4. 財務

- 1) メンバーは、W.Co の目的や事業の社会的性格に自覚を持ち、事業展開に必要な市民資本を準備します。
- 2) 財務管理は複式簿記により、業務執行に関する情報とともに公開します。
- 3) 剰余金の処分に関しては、公正な税を支払い、積立金のほかに共済、教育、基金などへの充当を優先します。
- 4) 剰余によって生じた資本の一部分は、不分割とし、個人に帰さないものとします。
- 5) 解散による清算後の組合財産は、他の協同組合または W.Co に譲ります。

5. 共育(教育)および広報

- 1) 運動と事業の実践の中から得た成果や課題を共有し学び合うこと「共育(ともいく)」を大切にします。
- 2) W.Co は、共育や教育・研修を通して、社会、経済、政治、文化、エコロジーなどの

あり方について問題意識を持ちます。

- 3) アマチュアとして生活価値を実現するために必要な知識や技術の専門性を高めます。
- 4) W.Co の社会的認知を高め運動推進を図るために、W.Co の特質と優位性を広く知らせます。

6. 協同組合間協同・連携

W.Co 相互や他の協同組合が連合、連携して、共済や共同事業を開発し、協同組合やコミュニティの資源の活用を進め、協同組合地域社会の実現をめざします。

7. 「税金資本セクター」「産業資本セクター」との連携

- 1) W.Co は政党や行政府その他の公的・社会的組織から独立した非営利市民事業団体としての自立的対応力を高めます。
- 2) 双務契約に基づき役割分担をはかり実践します。
- 3) 独立性と対等性を維持発展するために、必要に応じて中間組織をつくり活用を図ります。

2006 年改定

2010年12月8日

NPO法人ワーカーズ・コレクティブ協会の無業・失業中の若者や障害者の就労支援のお店
「コミュニティ・キッチンぼらん」から見えてきた課題と提案

女性・市民コミュニティバンク 理事長 向田映子

- 1 NPO法人ワーカーズ・コレクティブ協会（神奈川県横浜市）
 - ・地域の生活者が抱える問題を解決するために、市民が非営利事業を起業することを支援し、問題解決に向けて政策の提言も行う中間支援組織
 - ・知的障害者や若者の就労支援・相談窓口事業

- 2 コミュニティ・キッチンぼらん
 - ・横浜市瀬谷区三ツ境の商店街にある安全な食材を使った惣菜・弁当のお店
 - ・ワーカーズ・コレクティブ協会が、「作業所」ではなく、就労困難とされる若者（働いた経験が無い、失業中など）や障害者の働く場のモデル事業としての取り組み
 - ・若者や障害者がスタッフとして惣菜の製造販売を通して、調理や接客技術を身につけることで自信を持ち、就労への意欲を高める、一般就労に向かう前段の実習・訓練機関
 - ・作業所では無く、一般事業所。
 - ・メンバー（一般4人、若者3人、知的障害1人、ボランティア4人）

- 3 きっかけ

2004年にイタリアの社会協同組合の訪問調査でB型社会協同組合を知る

 - 1) イタリアの社会協同組合
 - ①A型社会協同組合
 - ・社会的サービス、福祉サービス、教育的サービスを提供
 - ・高齢者、障害者、幼児、学童などを在宅、施設で支援・介助・介護する事業
 - ②B型社会協同組合
 - ・「社会的に不利な立場の人々※」の労働参加を促すこと、社会参加を促すこと。
 - ・構成員の30%以上が「社会的に不利な立場の人々」であること
 - ※障害者、精神障害者、アルコール依存更生者、薬物依存症など
 - 事業：ゴミ収集と分別・リサイクル、公園・街路の清掃樹木管理、花き生産・販売
 - 装飾金属加工、喫茶レストラン経営、ホテル経営など

- 4 開設資金（改装・備品調達）
 - ・疑似私募債＋助成金＋融資（女性・市民コミュニティバンク）

- 5 無業・失業中の若者の就労の特徴・実態、課題

- ・対人関係が苦手。ゆっくりした動作。習得に時間がかかる。作業効率が悪い。
- ・ボランティア支援が無くては事業として運営は困難。

6 若者が就労先で定着するためには

- ・時間をかけること。少しずつ労働時間を増やしていく。
- ・コミュニケーションが出来る関係になるには時間がかかる。若者も事業者もその覚悟必要。
- ・就労しても継続的にいつでも相談できる機関が必要。

7 受入側

- ・障害者（手帳所持）雇用は十分ではないが支援制度がある。しかし、若者の支援制度は無い。
- ・一般事業所の雇用のため、最低賃金等を保証。
- ・ボランティア支援が無くては事業として運営は困難。

6 制度提案

- ・無業・失業中の若者の（継続した）就労を支援する制度
- ・就労先への資金支援。立上げだけでなく、継続した支援制度が必要。
- ・お金だけでなく、相談、助言を行う人・機関が必要。
- ・短時間ワークでのトライアル雇用制度

国の職業訓練は2～3ヶ月、講座中心、資格取得中心。

トライアル雇用は、事業者には奨励金が出るが、常勤に近い週30時間のため、ハードルが高い。